

スウェーデン

意匠規則

1970 年第 486 号

2002 年 5 月 30 日法令第 572 号改正

2002 年 7 月 1 日施行

目次

第 1 条 登録出願及び記録簿

第 2 条

第 3 条

第 4 条

第 5 条 (削除)

第 6 条

第 7 条

第 8 条 - 第 11 条 (削除)

第 12 条 分割

第 13 条

第 14 条 - 第 19 条 (削除)

第 20 条

第 21 条

第 22 条 - 第 23 条 (削除)

第 24 条

第 25 条

第 26 条

第 27 条

第 28 条

第 28a 条 登録通知の公告

第 28b 条 異議申立手続

第 28c 条

第 28d 条

第 28e 条

第 28f 条

第 28g 条

第 29 条

第 30 条

第 31 条

第 32 条

第 33 条

第 34 条

第 35 条 (削除)

第 36 条

第 37 条

第 38 条
追記

第1条 登録出願及び記録簿

意匠の登録出願は、特許登録庁(登録当局)に行うものとする。

第2条

意匠の登録出願は、書面(出願書類)及びその付属書類をもって構成されるものとする。

出願書類は、出願人又はその代理人により署名され、かつ、次に掲げる事項を含まなければならない。

1. 出願人の名称、住所及び宛先並びに出願人が代理人を選任している場合は代理人の名称、住所及び宛先
2. 意匠創作者の名称及び宛先
3. 意匠を組み入れること又は用いることを意図している物品の記載、及び出願人が物品に指定する工業意匠の国際分類を定める1968年10月8日のロカルノ協定に基づく類についての記載
4. 登録の出願が複数の者によって共同で行われている場合は、その中の1人が全員に代わって登録当局からの連絡を受領することを委任されているか否かについての記載
5. 意匠保護法(以下「意匠法」という。)(1970:485)第8条に基づいて優先権が主張されているか否かについての記載並びに先の出願が行われた場所及び時期についての記載
6. 出願人が意匠を表示する書類を秘密にしておくことを請求するか否かについての記載
7. 出願人が意匠法第24条に基づいて複数の5年の期間について登録を出願する場合、出願がいくつの5年の期間に係わるものであるかについての記載
8. 願書の付属書類についての記載

次に掲げる書類を願書の付属書類として添付しなければならない。

- a) 意匠を表示する画像資料
- b) 出願人が代理人を選任している場合は、当該代理人宛の委任状
- c) 意匠が出願人以外の者によって創作されている場合は、意匠についての出願人の権利を証明する書類

出願と同時に、第29条に定める出願手数料及び追加手数料を納付しなければならない。

第3条

出願書類及び付属書類は、スウェーデン語、デンマーク語又はノルウェー語で作成しなければならない。ただし、登録当局は、一定の事案においては、物品の記載はスウェーデン語によらなければならない旨を定めることができる。

書類が第1段落第1文に定める言語以外の言語により提出された場合において、登録当局が要求するときは、翻訳文を提出しなければならない。

第4条

意匠を表示する画像資料は、A4(21cm×29.7cm)を超えないサイズで、登録当局が決定する数の写しを提出しなければならない。サイズがA4より小さい場合は、写し1通をA4サイズの白紙に貼付しなければならない。画像資料は、他のサイズで白黒で複製するのに適したものでなければならない。

出願人がひな形を提出する場合は、ひな形は耐久性のある材料で作られていなければならない。

かつ、どの方向でも 40cm を超え又は重量が 4kg を超えてはならない。腐敗することのある又は危険な物品は、ひな形として提出してはならない。

出願が複数の意匠に係わる場合は、各意匠について明確に区別される画像資料を提出しなければならない。このような出願の場合は、画像及び該当するときはひな形は、連続番号をもって明示しなければならない。

第 5 条 (削除)

第 6 条

登録当局は、意匠登録のために受領した出願の記録簿(diary)を置く。当該記録簿は、公衆に公開される。

当該記録簿には、各出願について次の事項を記録する。

1. 出願日及び記録簿番号
2. 意匠を表示する画像資料又はひな形が最初に提出された日。ただし、当該日が出願日と異なる場合。
3. 意匠を組み入れること又は用いることが意図されている物品、及び出願人によれば意匠が属する類
4. 出願人の名称、住所及び宛先
5. 出願人が代理人を選任している場合は、代理人の名称、住所及び宛先
6. 意匠創作者の名称及び宛先
7. 優先権が主張されている場合は、先の出願が行われた場所、先の出願の日及び出願番号
8. 請求されている保護期間の満了日
9. 出願人が意匠を表示している書類を秘密にしておくことを要求しているか否かについての記載
10. 当該案件において提出されたひな形、受領された通信及び納付された手数料
11. 当該案件において下された決定
12. 異議申立手続において第 28f 条に基づいて決定された延期

第 7 条

登録意匠が他の者に移転された旨の連絡が行われている場合、当該権利の移転が証明されたときのみ、譲受人を記録簿に出願人として登録することができる。

第 8 条 - 第 11 条 (削除)

第 12 条 分割

出願が複数の意匠を含んでいる場合は、出願人は、当該出願を複数の出願に分割することができ、分割された複数の出願は、最初の出願と同時に行われたものとみなされる。

第 13 条

意匠法(1970 : 485)第 14 条に基づく審査の過程において、登録当局は、知ることができたすべての事情を考慮に入れる。

登録について障害があるか否かに関する意匠法第 14 条に基づく審査は、当該意匠の内容からみて必要な範囲内及び当該出願の審査を著しく遅延させることなく実施できる範囲内で行うものとする。(訳注：この部分原文不明確)

第 14 条 - 第 19 条 (削除)

第 20 条

意匠法(1970：485)第 18 条にいう登録簿 - 意匠登録簿 - は、登録当局がこれを維持する。意匠登録簿及び第 6 条にいう記録簿は、自動データ処理方法により維持される。登録簿は、登録当局において保管される。

第 21 条

意匠が意匠登録簿に登録されるときは、当該意匠に登録番号を付する。複数登録の場合は、すべての意匠に 1 つの複数登録番号を付する。意匠所有者には登録証が与えられる。登録簿は、次の事項を含むものとする。

1. 出願の記録簿番号及び意匠の登録番号
2. 意匠所有者の名称、住所及び宛先並びに意匠所有者が代理人を選任している場合は代理人の名称、住所及び宛先
3. 意匠創作者の名称及び宛先
4. 意匠を組み入れること又は用いることが意図されている物品及び意匠に指定された類についての記載
5. 次の日付についての記載
 - a) 登録に係る出願が行われた日又は意匠法(1970：485)第 13 条第 1 段落に基づいて登録に係る出願が行われたとみなされる日
 - b) 意匠を表示する書類が公衆に利用可能なものにされた日
 - c) 意匠が登録され、かつ、公告された日
6. 登録の満了日についての記載
7. 主張されている優先権並びに優先権主張の基礎とされている出願が行われた国、当該出願の日及び当該出願の番号についての記載
8. 意匠を表示する画像資料
9. ひな形が提出されたか否かについての記載

第 22 条 - 第 23 条 (削除)

第 24 条

登録当局に対して、意匠登録の取消又は登録の移転について訴訟を提起する意思を有する旨を通知する者があった場合は、当該事実は登録簿に登録される。

意匠法(1970:485)第 44 条に基づき判決又は終局判決の写しが登録当局に送付された場合は、当該事実は登録簿に登録される。判決又は終局判決が法的効力を生じたときは、当該案件の要旨を登録簿から把握することができるような記載を登録簿に記録するものとする。

第 25 条

意匠法第 27 条に基づく登録については、権利所有者の名称、住所及び宛先並びに移転又はライセンスの日付を記載する。ライセンスに関しては、請求があれば、意匠所有者がそれ以外にライセンスを付与する権利を制限されているか否かについても登録する。

登録するか否かをすぐには決定できない場合にも、登録の請求があった旨が登録簿に記録される。

意匠についての権利が債務の弁済を保証するために押収され、供託され又は管理されているときは、この事実は、その趣旨での請求に従い、登録簿に登録される。

代理人の変更についての通知は、登録簿に登録する。

第 26 条

意匠所有者が、意匠法第 33 条第 1 段落に基づき、意匠権を放棄する旨を表明し、かつ、ライセンスが登録簿に登録されている場合は、実施権者には通知が行なわれ、また、当該意匠が登録簿から抹消される前に、実施権者が当該事情での自己の利益を守るために十分な期間が与えられる。

第 27 条

更新についての通知の公告には、当該意匠の登録番号、更新期間の初日及び末日並びに意匠所有者の名称及び宛先を記載する。

第 28 条

登録が効力を失った場合は、登録当局は、当該意匠を登録簿から抹消する。

登録当局は、意匠が登録簿から抹消されたとき又は登録が法的効力を有する判決によって他人に移転されたときは、通知を公告する。

第 28a 条 登録通知の公告

意匠登録法(1970 : 485)第 18 条第 1 段落に基づく登録の通知は、次に掲げるものを含むものとする。

1. 出願の記録簿番号及び登録番号
2. 意匠所有者の名称及び宛先並びに意匠所有者が代理人を選任している場合は代理人の名称、住所及び宛先
3. 意匠創作者の名称及び宛先
4. 当該意匠を組み入れること又は用いることが意図されている物品及び当該意匠が指定されている類についての記載
5. 出願が行われた日又は意匠法(1970 : 485)第 13 条第 1 段落に基づいて出願が行われたとみなされる日についての記載
6. 請求されている優先権並びに言及されている先の出願が行われた国、当該出願の日及び当該出願の番号についての記載
7. 意匠を表示する画像資料
8. ひな形が提出されているか否かについての記載
9. 画像によるひな形が色付きであったか否かについての記載

10. 登録の有効期間の末日についての記載

第 28b 条 異議申立手続

登録に対する異議申立書及び出願人又は異議申立人からのその後の提出書は、付属書と一括して、登録当局に 3 通提出する。

異議申立を行うときは、基礎となっている事実を表示するものとする。

第 28c 条

異議申立人が代理人により代理されている場合は、委任状も提出しなければならない。

第 28d 条

意匠所有者は、異議申立人が提出したすべての書類の写しを受領するものとする。

意匠所有者が異議申立に関して意見を提示する場合は、登録当局は、当該案件について一層の情報 (communications) の交換が必要であるか否かを決定する。

第 28e 条

登録当局による審査に関連する情報が登録出願の審査の過程で提出された場合は、出願人は、当該事実について通知されるものとする。登録が公告される前にこのような情報が提出された場合において、当該事項が意匠についての権原に係わるものでないときは、登録当局は、情報提出者に対し、異議申立を行うこともできる旨を通知する。

第 28f 条

異議申立が意匠法(1970 : 485)第 4 条 3 に基づくものである場合は、登録当局は、先の出願又は優先日を伴う意匠が公衆に利用可能なものにされるまで、当該異議申立の審査を延期することができる。

第 28g 条

異議申立手続における登録当局による決定は、公告するものとする。当該決定が登録の部分的取消を意味するものである場合は、新たな形の意匠が公告で明らかにされる。

第 29 条

意匠登録の出願については、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

意匠法(1970 : 485)第 48 条による最初の 5 年の期間についての出願手数料 1,500 SEK

登録が複数の 5 年の期間に係る登録に関するものである場合、最初の 5 年の期間の後の各 5 年の期間についての出願手数料 2,200 SEK

意匠法第 48 条による追加手数料

a) 意匠が指定される類の手数料、2 以上の各類について 500 SEK

b) 複数登録手数料、2 以上の各意匠について 1,000 SEK

c) 保管手数料、各ひな形について 500 SEK

d) 公告手数料、2 以上の各画像について 200 SEK

意匠法第 14 条第 4 段落による回復手数料 500 SEK

追加手数料は、公告手数料に係るものを除き、最初の5年の期間の後の各5年の期間について納付するものとする。

第30条

登録意匠に関する事項について、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

意匠法(1970:485)第48条による更新手数料

a) 第1回目 1,400 SEK

b) 第2回目 1,900 SEK

更新申請についての同条による追加手数料

a) 意匠が指定される類の手数料、2以上の各類について 200 SEK

b) 複数登録手数料、2以上の各意匠について 800 SEK

c) 保管手数料、各ひな形について 100 SEK

d) 更新手数料の納付が登録存続期間満了後の場合 200 SEK

登録申請

所有者の登録 100 SEK

ライセンスの登録 100 SEK

第31条

期限内に納付されていない又は金額が不足していたために受理されなかった手数料は、払い戻される。

第32条

意匠は、工業意匠の国際分類を定める1968年10月8日のロカルノ協定に基づいて、類を指定される。この分類は、登録当局で入手できるようにするものとする。

第33条

意匠登録に関する事項についての通知の公告は、登録当局が発行する公報に掲載する。

第34条

意匠法(1970:485)第10条第3段落に基づいて登録当局に提出されたひな形は、登録期間の満了後5年が経過するまで、登録当局が保管する。意匠所有者が上記の5年の期間の満了時までにひな形の返却を求めないときは、登録当局はひな形を廃棄することができる。

第35条 (削除)

第36条

意匠法(1970:485)第4条1又は2の規定の何れかに基づく訴訟は、公訴官が提起するものとする。

第37条

意匠法(1970(訳注:原文は1960となっている。)):485)第16条、第31条から第32条まで、

第 35 条から第 38 条まで又は第 41 条にいう事件についての判決又は終局判決が法的効力を生じたときは、裁判所は、できる限り速やかに登録当局に通知するものとする。

第 38 条

登録当局は、登録出願及びその審査手続に関して、登録意匠に関する事案に関して、意匠登録簿に関して並びに意匠登録に係る事案についての通知の公告に関して、追加の規定を定めることができる。

追記

1. 本規則は、2002 年 7 月 1 日に施行する。
2. 新しい規定は、次に定めるところに従うことを条件として、施行時に登録されている意匠又は施行時前に行われた出願に基づいて登録されている意匠にも適用する。
3. 2001 年 10 月 28 日前に行われた登録出願には、以前に効力を有した規定が適用される。